

Title	未發表福澤書翰三通
Sub Title	
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.29, No.1 (1956. 5) ,p.55- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	餘白錄
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560500-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

wir müssen darum angegangen werden, und von Europa bedürfen wir darüber Schwarz auf Weiss". u. s. w.

未發表福澤書翰三通

福澤諭吉が娘おふさ及百助の兩名に宛てた未發表書翰數通を見る事が出來たので、此處にそのうちの三通を記すことにする。

○ 明治二三年五月六日附

一昨日御出立後天氣ハ始終雨ニ而船中も御困り之事と存候但し今日ハ雨丈ヶ止み荻ノ濱出發明日ハ箱館ならん留守宅ハ誠ニ淋しく今更案外致し候何れ九月ニはおふさ壹人丈ヶニ而も御歸り被成度候私もおさとおしゆんを同道して箱根へ参る積りなれとも此天氣ニ而は致し方無之東海道の鐵道さへ損んじて天子様之還御も昨日御延引ニ相成候次第實ニ恐ろしき霖雨ニ御座候

小樽之山田吉藏氏へ手紙を認候事を失念致候別紙今度封入致候間小樽へ御出之節御持參被成度吉藏と申人ハ中々之人物なり懇意して可然存候右要用而已早々不一

五月六日

諭
吉

桃介様

おふさ様

尙以家内中少しも變ること無之唯淋しきのみ何卒手紙ハ度々御遣し被成度候以上

フランクフルト平和條約とパリ・コミユース（西海太郎）

○ 明治二三年五月一一日附

藤野高橋其外へ宣敷御傳言可被下候山名も廿日過には出立と

申事ニ御座候藤野氏の病後如何哉様子承り度事ニ御座候以上箱館よりの御手紙相達し先ツ／＼御無事大安心致し候船中ハ隨分あれ候よし御難澁察入候船の動搖のみならず先方着之上も何か不自由のみ喫々御困り之事と存し候得共是れも人間之修業生涯之事を思ヘべ年若きときの苦は後々の樂之種ニ相成候事なり實ハ此度としても下女下男を大勢附けて賑やかに致し不自由なきやうニ致すハ左まで六ヶ敷事ニあらず候得共左りとては馬鹿華族之旅行之如く甚々面白からぬゑ態ト下女壹人ニ限りたる事なり尙此上にも眞實苦しき事有之候ハハ手紙御遣し可被成如何様ニもいたし可申候兩三日前神戸より拾次郎參り今度ハ十日斗り滯留之積り日々賑々敷致し居候

昨日ハ下之池を渡ぐ三八愛作大悦ひ大四郎ハ先日より横濱へ参り十七日ハ塾の運動會賑々敷事と存候

居候清岡も當月中ニは英國江向け出發之積り其前宅ニ參り支度致す筈ニ申置候

(五五) 五五

々ニ而上野へ出る人も多きよし兩國の相撲は雨天之上ニ關取ニ病
人多くまだ一日もとり不申毎日／＼大の男が喰立て一日ニ十二三

俵の米をたべ勧進元ハ大閉口之よし

右相撲の病氣もインフレリュエンザニ而近來大流行宅ニ而も別當
兩人共金之助も四五日前より同様誠ニ困入候併し唯一時熱ニ苦し
むのみ病症に心配ハ無之候
右さしたる用事も無之候得共留守宅の様子のみ申進候あら／＼か

五月十一日

諭吉

桃介様

おふさ様
尙以時候折角御用心被成度留守宅ハ皆／＼無事おさとおしゆん
をつれて箱根邊へ参る積りニ致し居候處拾次郎出京致し候ニ付
これをすてゝ外ニ出るハ面白からず箱根ハ後の事として今ハ捨
次郎をお客にして毎日樂しみ居候

○ 明治二三年七月二十四日附

相替事もなくおふさは近日大ニ快く相成候よし安心之事ニ候兩
人之相談いよ／＼歸京出産と決したるよし就ては桃介が送り歸る
へきか此方より迎之者を可相立哉と之義是れハ全く會社之都合次
第桃介にて送ることが出來候得は無此上安心最上之事なれども此
方ニ而は唯社用如何を憚りて差扣候のみ故ニ其方之事情を被申遣

度社務繁劇なれば止むを得ず迎之者之工風可致或は九、十月之頃
丁度出府之人杯あれば最妙なり

兩三日前ニ承候ニ北海へ往來する郵船會社之船ハ大丈夫ニ而申分
なけれとも其沿海又ハ川などニ運轉する小蒸氣船は甚た怪しむべ
し例へば大阪之商船會社などにて用ニ適せざる老船を低價ニ而賣
拂北海道へ廻す者多きよし解船ニするか北海道へ當込むかと申位
之事ニ而危險至極と申事なり斯る次第なれば兩人共其地にて小蒸
氣船ニ乗る事ハ見合せ度尙友人中へも其事情を話し度存候都て新
開地ニは危險多し此小蒸氣之如きも即ち其一と存候實は道廳ニ而
嚴ニ取締可致筈なれども素人斗りニ而手ニ及はぬ事と存候
右ハ拙者之知人現ニ管船之事ニも預りし程之くろふとの話ニ而間
違は無之候近來北海道は老船のすてどころと申事なり必ズ／＼用
心被致度候右要用のみ早々不一

七月廿四日

諭吉

桃介様

おふさ様

尙以本月十六日宮内省より本塾へ金千圓賜り候是れニ而募集金
之都合ニも相成一層景氣を添へ候事と存候
其地ニ在る友人江一々手紙認候暇無之面會之節ハ宣敷御傳言可
被下候

(河北展生)